

別表1 取消料（第21条関係）

契約解除の日		取消料
①	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日以前の解除	無料
②	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降の解除（③～⑥を除く）	手配代金の 20%相当額
③	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の解除（④～⑥を除く）	手配代金の 30%相当額
④	旅行開始日の前日の解除	手配代金の 40%相当額
⑤	旅行開始当日の解除（⑥を除く）	手配代金の 50%相当額
⑥	旅行開始後の解除又は無連絡不参加	手配代金の 100%相当額

\*「契約解除の日」とは、乙の営業時間内であって甲からの解除の通知が乙に到達した日をいう。

\*「旅行開始日」とは、乙の手配する旅行サービスを旅行者が受ける最初の日をいう。

\*本契約第11条に定めるデポジットの收受がある場合は、別表1に定める取消料のほか、デポジットを請求した各機関の定めによる取消料として、当該機関にその全部又は一部を支払う。

別表2 変更補償金（第23条関係）

	変更補償金の支払い事由	一件当たりの負担率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日、又は旅行終了日の変更。	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地、又は観光施設（レストランを含む。）その他の旅行の目的地の変更。	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級、又は設備のより低い料金のものへの変更。（変更後の等級及び設備の料金の合計額が、契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る。）	1.0	2.0
④	契約書面に記載した運送機関の種類、又は会社名の変更。	1.0	2.0
⑤	契約書面に記載した宿泊機関の種類、又は名称の変更。	1.0	2.0
⑥	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更。	1.0	2.0
⑦	前各号に掲げる変更のうち、契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更。	2.5	5.0

注1. 乙がひとつの手配契約に基づき甲に支払う1名当たりの内部分担金は、支払いを受けた1名

当たりの手配代金（デポジットを含む）に15%を乗じて得た額を上限とする。

- 注2. 契約書面とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第9条又は受注型企画旅行契約の部第9条に定める書面をいう。
- 注3. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいう。
- 注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は、補償の対象としない。
- 注5. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱う。
- 注6. 第7号に掲げる変更については、第1号から第6号までを適用せず、第7号による。